

## 事業事前評価表

## 1. 案件名

国名：インドネシア共和国

案件名：開発政策借款（VI）

L/A 調印日：2010年3月19日

承諾金額：8,997百万円

借入人：インドネシア共和国（The Republic of Indonesia）

## 2. 計画の背景と必要性

## (1) インドネシアにおける開発実績（現状）と課題

2004年10月に就任したユドヨノ大統領は、2009年7月に実施された大統領選において60%を超える得票にて再選され、同年10月より第二次政権を発足させた。2004年の就任以来、マクロ経済安定化、投資環境改善、財政運営改善・反汚職及び貧困削減に向けた政策実行の意思表示を行い、改革を実施してきた。その結果、堅調な国内消費及び民間投資に支えられ、2007年には経済成長率6.3%を記録した。2008年9月以降世界金融危機の影響が懸念されたが、2008年の経済成長率は6.1%を達成、2009年も4%台を確保する見通しである。財政赤字は、2008年は0.2%に収まったが、2009年は補正予算にて景気刺激策を講じたことに伴い予算上では2.4%まで拡大することが想定されている。他方、公的債務残高は2009年末に対GDP比で30%程度となることが予測されている。

国家中期開発計画（RPJM2004-2009）では、2004年に9.9%であった失業率を2009年には5.1%に、経済成長率は7.6%にすることを目標としていたが、前者は7.9%（2009年8月時点）、後者は4%台（2009年見通し）に留まっている。1日2米ドル以下で生活する貧困層の割合が50%を占めると言われており、毎年約200万人の新規労働者が労働市場に参入する現状では、雇用創出のための更なる経済成長が必要である。また、株式市場の一時閉鎖、国債発行コストの上昇、ルピア安の更進等、世界金融危機による金融市場への影響が顕在化した。このように経済・社会の脆弱性は依然として残ることから、引き続き投資環境改善、財政運営改善及び貧困削減に向けた改革の継続が重要な課題となっている。

## (2) インドネシアにおける開発政策と本事業の位置づけ

重要な政策改革課題の更なる取組みに向けて、2008年5月にインドネシア政府は投資環境整備、インフラ開発促進、マクロ経済安定化、中小企業強化及び金融セクター強化の5つの柱からなる政策パッケージを発表している。本計画は、このような重要な政策改革の実施支援を目的としている。

## (3) 開発政策支援に対する我が国及びJICAの援助方針・実績と他の援助機関の対応

我が国の「対インドネシア国別援助計画」（2004年11月策定）は、民間主導の持続的な成長、民主的で公正な社会造り及び平和と安定の確保を三つの柱としている。民間主導の持続的な成長においては、財政の持続可能性の確保、投資環境改善のための経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済諸政策整備及び金融セクター等への支援が掲げられている。また、JICAは開発課題として「経済政策への支援」を挙げており、本計画はこうした方針に合致する。

JICAは、2004年以降、世界銀行及びアジア開発銀行（ADB）と共に、過去5次（総額656.7億円）に渡り開発政策借款を供与し、インドネシア政府による継続的な政策改革を支援している。同開発政策借款では、戦略的投資行動計画（SIAP）ワーキンググループとの対話も踏まえ、日本として税制改善等の政策アクションを提案している。

## (4) 計画の必要性

本計画は、投資環境整備、財政運営改善及び貧困削減に向けた重要な政策改革の実施支援を通じて同国の持続的開発に資するものであり、第二次ユドヨノ政権樹立後も着実に、かつ継続する政策改革を支援するものが必要である。よって、本機構が支援する必要性・妥当性

は高い。

### 3. 計画概要

#### (1) 計画の目的

本計画は、第1次から第5次に亘る開発政策借款に関連したインドネシア政府の一連の政策改革実績を評価し、世界銀行及びADBと協調し、同国の政策改革を支援することにより、政策改革の継続及び我が国との政策対話の促進を図り、もって同国の①投資環境改善、②財政運営改善及び③貧困削減に寄与するものである。

#### (2) 計画概要

改革項目	達成されたアクション	今後のアクション
① 投資環境改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資ネガティブリストに係る新規規則案のレビュー</li> <li>○ 投資認可のワン・ストップ・サービスの実施に係る規則の制定</li> <li>○ 輸出入手続き窓口の一元化業務モデルの提案</li> <li>○ 個人納税におけるデジタル署名を有効にする財務省総局令の制定</li> <li>○ 納税書類の簡素化に係る財務省総局令の制定</li> <li>○ 信用保証機関に係る財務省令の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワン・ストップ・サービスの実施に向けた細則の制定</li> <li>○ 一元化された輸出入手続き窓口のオペレーターの選定</li> <li>○ 納税スケジュール改定による納税者負担の軽減に向けた調査の実施</li> <li>○ 財務省国税総局の能力強化のため、Eラーニング・モジュールの開発・活用</li> </ul>
② 財政運営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期国家中期開発計画における、検証可能な成果・目標を含むプログラムの開発<sup>1</sup></li> <li>○ 歳入の、入金翌日付での国庫一元口座への集中化</li> <li>○ 国有財産に係るデータの管理に係る財務省令の制定</li> <li>○ 標準入札文書使用の義務化を目的とした調達規則 2003 年 80 号修正案の、関係省庁へのレビュー依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期国家中期開発計画における、検証可能な成果・目標を含むプログラムの実施</li> <li>○ 現金予測に係る財務省規則の制定<sup>2</sup></li> <li>○ 国有財産管理情報システムデータベースの立上げ</li> <li>○ 新調達法制定に向けたアカデミックペーパーの作成</li> </ul>
③ 貧困削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コミュニティ開発事業における貧困層ターゲットの活用継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家計ターゲットデータベースの更新</li> </ul>

#### (3) 総事業費/概算協力額

円借款対象額 8,997 百万円 (100 百万ドル相当円)

#### (4) 計画実施体制

- 1) 借入人：インドネシア共和国 (The Republic of Indonesia)
- 2) 実施機関：経済調整大臣府 (Coordinating Ministry of Economic Affairs) 及び財務省 (Ministry of Finance)

#### (5) 計画実施スケジュール

貸付実行は 2010 年 3 月を予定。本計画の対象期間は 2008 年 11 月から 2009 年 8 月。

#### (6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮

<sup>1</sup> (中期) 目標・計画の設定、(中期) 予算の策定、予算の執行、評価とそのフィードバックという一連のプロセスを確立すべく、パフォーマンス予算・中期支出フレームワークの導入を推進。

<sup>2</sup> 予算管理にかかる透明性の向上と効率的な管理を実現するため、キャッシュフローの予測を強化するもの。

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本計画は、特段の環境影響が予見されないセクターであり、且つ「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリCに該当する。

③ 環境許認可：特になし。

④ 汚染対策：特になし。

⑤ 自然環境面：特になし。

⑥ 社会環境面：特になし。

⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 貧困削減促進：本計画には、地域主導型のコミュニティ開発の促進などが含まれており、貧困層に対する社会サービスの改善のための公的支出増大を促すものであるから、貧困削減の促進に資する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：本計画には、財政運営の改善等が掲げられており、「良い統治」への支援である。

(7) 他ドナー等との連携

世界銀行（750百万ドル）及びアジア開発銀行（200百万ドル）との協調融資。

(8) その他特記事項

技協との連携による制度改善の実現を推進（技プロ「税務行政近代化プロジェクト」、「計画立案、予算管理に係る能力向上支援プロジェクト」、「国有財産管理に係る組織能力の強化プロジェクト」、専門家「投資促進政策アドバイザー」、「貿易セクター開発アドバイザー」、「資本市場及び金融機関育成政策アドバイザー」等）。

#### 4. 計画効果

##### 運用・効果指標

指標名	基準値(特に記載ない場合 2008年)	目標値(2010年)
① 投資環境改善	○投資対GDP比率：25.0%（2007年） ○ビジネス設立に掛かる日数：76日 ○税関利用者の認識（規則が適度・厳しいと答える人の割合）：32%（2007年） ○納税不服申立て処理に掛かる時間：3.4ヶ月 ○銀行融資における中小企業向け融資比率：50.4%	○投資関連制度の改善による投資対GDP比率の上昇 ○ビジネスライセンス取得手続きの簡素化による起業日数の削減 ○輸出入窓口の一元化と電子決済システムの構築による貿易の円滑化 <sup>3</sup> ○納税不服申立て処理期間の短縮 ○信用保証機関設立等による中小企業向け融資比率の増加
② 財政運営改善	○会計年度上期の資本投資支出執行率：23% ○調達制度の国際基準と比較した水準を示す指標(BLI:Baseline Indicator)の得点(法規制分野)：62.5（2007年）	○国家予算制度の改善による執行率の上昇 ○BLIの改善
③ 貧困削減	○既往貧困削減プログラム（現金直接給付）における非貧困層のミス・ターゲット	○貧困層ターゲティング強化等による非貧困層へのリーケージ防止と

<sup>3</sup> 定量的指標は税関利用者の認識の変化（規則が適度・厳しいと答える人の割合の減少）。

	ティング : inclusion error : 8%、 exclusion error : 22% <sup>4</sup> (2005、2006 年)	被益貧困層の拡大
--	---	----------

## 5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

## 6. 過去の類似案件の評価結果と本計画への教訓

協調融資案件においては、審査段階から監理まで、関係機関との綿密な情報交換を行うことが重要であるとの教訓を得ている。これを踏まえ、本借款においては、協調融資機関である世界銀行及びアジア開発銀行と密接に連携しつつ借款のモニタリングを行う予定である。

## 7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標 :

- ①投資環境改善に係る成果 (投資関連制度の改善による投資の対GDP比率の上昇等)
- ②財政運営改善に係る成果 (国家予算制度の改善による執行率の上昇等)
- ③貧困削減に係る成果 (貧困層ターゲティング強化等による非貧困層へのリーケージ防止と裨益貧困層の拡大等)

(2) 今後の評価のタイミング : 計画終了後。

以 上

<sup>4</sup> inclusion error とは、貧困削減プログラムの受益対象ではないにもかかわらず、当該プログラムにより受益している非貧困層の割合、exclusion error とは、当該プログラムの受益対象であるにもかかわらず、当該プログラムから受益できていない貧困層の割合を指す。